

三菱配電・制御機器 セールスとサービス

機種	エネルギー計測ユニット
----	-------------

エネルギー計測ユニット用リチウム電池(別売)の包装仕様変更 および航空機での輸送に関してのお客様への注意事項のお知らせ

ご愛用いただいておりますエネルギー計測ユニット用リチウム電池(別売)の包装仕様を下記のとおり変更します。
また、航空機での輸送に関してお客様への注意事項がございますので、お知らせいたします。
今後とも倍旧のご愛顧のほどお願い申し上げます。

記

1. 対象機種

形名	種別	適用包装基準	リチウム含有量	使用製品	
				製品名	形名
EMU4-BT※1	リチウム金属電池	IATA DGR PI968 Section I B	0.07g/個	エネルギー計測ユニット用 ロギングユニット	EMU4-LM
				制御ユニット (EcoMonitorPlus)	EMU4-CNT-MB

※1 リチウム金属電池単体の場合が対象となります。製品組込みの場合は対象外となります。

2. 変更内容

包装仕様を以下に示します。

項目	内容			
	変更前		変更後	
(1) 外観 梱包箱寸法			 単位:mm	
表示類	正面	天面	正面	天面

①～④の表示内容を以下に示します。

扱 整理番号	A 山-1611	日付	2024年4月	件名	エネルギー計測ユニット用リチウム電池(別売)の包装仕様変更 および航空機での輸送に関してのお客様への注意事項のお知らせ
			三菱電機(株) 福山製作所		

項目	内容	
	変更前	変更後
(2) 表示内容	①	
	②	
	③	
	④	

扱 整理番号	A 山-1611	日付	2024年4月	件名	エネルギー計測ユニット用リチウム電池(別売)の包装仕様変更 および航空機での輸送に関してのお客様への注意事項のお知らせ
			三菱電機(株) 福山製作所		

3. 輸送時の取扱いについて

内容	
輸送時の取扱いに関する注意事項（詳細は、IATA 危険物規則 65 版を参照してください。） 本包装仕様は、IATA 危険物規則 65 版に合致しております。（自己認証書※が必要な場合、弊社支社、および代理店までご連絡をお願いします。） ※ 自己認証書とは、IATA 危険物規則 65 版に合致していることを示すものです。輸送業者様より要求があった場合のみ必要となります。 ただし、最終使用者様に届くまでに開梱し、お客様独自に輸送される場合は、お客様で IATA 危険物規則 65 版に基づいた以下ご対応をしていただく必要があります。輸送業者様にご確認の上、対応をお願いします。 ＜輸送時に必要な処置＞ 輸送時には下記の各処置を行う必要があります。 (1) 自己認証書の作成 輸送時の梱包状態にて、1.2m の高さからの落下試験および 3m の積み重ね試験が必要になります。輸送業者様から請求があった場合に提出が必要となります。 (2) リチウム電池マークの添付 IATA 危険物規則 65 版に規定されているリチウム電池取扱いラベルおよび第 9 分類 リチウム電池ラベル(下図)を、梱包の外側に添付する必要があります。 ・各種ラベルは、包装箱側面および同一面上に貼り付けることが義務付けられています。 ・側面の 2 面にまたがる貼り付けは不可です。 ただし、輸送業者ごとに対応方法が異なりますので、作成は輸送業者様にご確認の上、対応をお願いします。  リチウム電池取扱いラベル  第 9 分類 リチウム電池ラベル (3) 梱包とオーバーパック 梱包とは「電池単体」を収めた航空輸送に耐え得る、または各包装基準を満たす最小単位の梱包を指します。ラベルの貼り付け、数量制限、落下試験は最小単位の梱包に課されます。 梱包物をオーバーパックする場合は、オーバーパック外側に「OVERPACK」の表示が必要となります。なお、上記(2)のリチウム電池マークもオーバーパック上に各 1 枚、再表示してください。 (4) 1 包装あたりの数量制限 1 包装あたりの数量は 8 個以下としてください。8 個を超過する場合は、上記(1)～(3)以外の処置事項がありますので、輸送業者様にご確認の上、対応をお願いします。	

4. 変更理由

IATA 危険物規則書 65 版の Section I B に基づき、包装仕様を変更します。

5. 変更時期

2024 年 4 月生産分より変更します。

扱	A	日付	2024 年 4 月	件名	エネルギー計測ユニット用リチウム電池(別売)の包装仕様変更 および航空機での輸送に関してのお客様への注意事項のお知らせ
整理番号	山-1611	三菱電機 (株) 福山製作所			